平成２３年（フ）第４６号
宮城県登米市迫町佐沼字南元丁115番地12
破産者　高橋　久子
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第８３８号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区13棟103号、開始決定時の住所千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区34棟304号
破産者　清水　　治
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５４号
千葉市中央区港町３番４号
破産者　有限会社カーショップフォー・ユー
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５５号
千葉市美浜区真砂２―21―７―201、住民票上の住所千葉市中央区港町３番４号
破産者　鶴本　真澄
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６５号
千葉市緑区おゆみ野１丁目21番地２
破産者　迫　　廣子
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１６５号
東京都国分寺市西恋ケ窪３丁目２番地23第２ことぶきコーポ101
破産者　大熊喜美江
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９７号
神奈川県横須賀市大矢部４丁目41番22号
破産者　青塚建設株式会社
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２２２号
福井県越前市芝原１丁目３番14号
破産者　有限会社エース調査設計
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
長野県大町市大町6850番地
破産者　株式会社新井組
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２００号
長野県松本市大手４丁目10番12号
破産者　有限会社松本東映
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４０５号
名古屋市守山区松坂町137番地
破産者　株式会社マルワ電設
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８７２号
名古屋市守山区新守山1703番地
破産者　有限会社カトウ塗装
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８０６号
名古屋市北区五反田町162番地　ミノール２階、商業登記簿上の本店所在地名古屋市熱田区六野２丁目１番８号　サンパークガーデニア神宮東公園402号
破産者　株式会社プランニングスミス
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９５５号
京都市南区西九条島町33番地９
破産者　有限会社ジェイシートレーディング
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１８号
京都市南区唐橋赤金町67番地の２
破産者　亡吉常義相続財産
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９９号
大阪府阪南市さつき台２丁目８番８号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区立売堀５丁目４番２号
破産者　有限会社ピーエスティエム
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
兵庫県姫路市小姓町35番地の１
破産者　東亜警備保障株式会社
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２０７号
島根県松江市西川津町4077メゾンエトワール106号
破産者　金坂　正光
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３７号
北海道虻田郡洞爺湖町入江190番地の175
破産者　有限会社大須田商会
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
北海道旭川市末広東３条５丁目７番14号
破産者　坂本千加子
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７９０号
埼玉県入間郡三芳町北永井361番地６
破産者　有限会社ＱＰケータリング
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０９５号
東京都昭島市昭和町２丁目７番23号
破産者　株式会社竹中建設工業所
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部